

I 畑作物共済事業の概要

1. 機 構

農業共済制度は、同様の危険にさらされている多数の農業者が共済掛金を出し合って共同準備財産を造成しておき、災害があったときに、その共同準備財産をもって被災農業者に共済金の支払いをするという農業者の相互扶助を基本とした制度である。

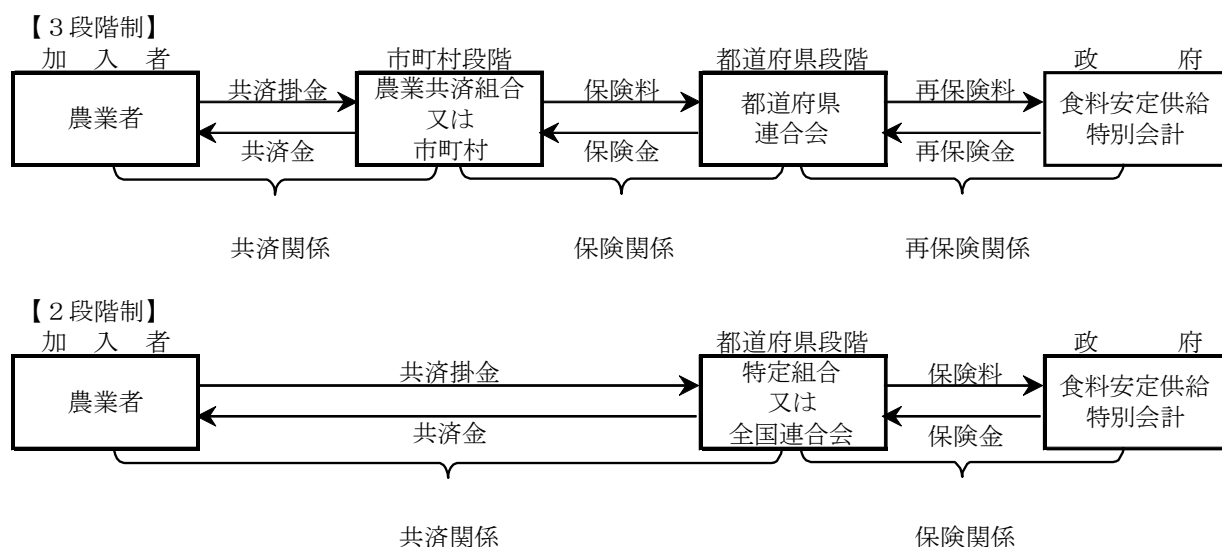
我が国は地理的、気象的条件から災害が多く、また、その範囲も広くかつ激甚である。このため、農業共済事業は、地域的な危険分散を図るとともに、広範囲に激甚な災害が発生しても共済金の支払に支障を来さぬよう政府の再保険が措置されている。

(1) 3段階制

一又は二以上の市町村の区域をその区域とする農業共済組合又は共済事業を行う市町村が組合員等から共済責任を負うとともに、その共済責任の大部分を都道府県連合会の保険に付し、更に、都道府県連合会の負う保険責任の一部を政府の再保険に付している。

(2) 2段階制

特定組合が組合員から共済責任を負うとともに、その共済責任の一部を政府の保険に付している。



2. 共済目的の種類

ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、さとうきび、茶（一番茶）、そば、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ、ホップ及び蚕繭

※ 次の農作物を除く。

- ① いんげんのうち手亡類、金時類、うずら類、大福類及びとら豆類のいんげん並びにべにばないんげん以外のものの品種（ビルマ等）
- ② てん菜のうち専ら製糖用に供するため栽培される品種以外の品種（食用、飼料用）
- ③ 特定園芸施設（雨よけ施設等を除く。）で栽培される農作物

3. 加入資格者

畑作物共済の加入資格を有する者は、当該事業の実施区域内に住所を有し、かつ、畑作物共済の共済目的の種類とされている農作物又は蚕繭につき栽培又は養蚕の業務を営む者であって、当該農作物に係る類区分ごとの栽培面積が5アール～30アール（北海道は30アール～1ヘクタール）の範囲内で組合等が定款又は条例で定める面積又は当該蚕繭に係る類区分ごとの掃立量が0.25箱～2箱の範囲内で組合等が定款又は条例で定める箱数以上の農業者である。

※次の要件を満たす農業生産組織（農業共済資格団体）は、当該組織単位で組合等に参加することができる。

- ① 構成員の全てが組合等の区域内に住所を有すること
- ② 畑作物共済の対象品目の栽培又は養蚕の業務を行う農業者のみが構成員となっていること
- ③ 目的、共済掛金の分担、共済金の配分の方法、代表者等について、規約を定めていること

4. 共済関係の成立

畑作物共済の共済関係は、組合員等が、共済目的の種類ごと（組合等が、連続して作付けすることによりその生育に重大な支障を及ぼすおそれがある農作物について、区分を定めた場合は、当該区分ごと）及び農作物又は蚕繭の年産ごとに、当該組合員等が栽培又は養蚕を行う畑作物共済の共済目的たる農作物又は蚕繭（次の(1)から(6)までに掲げる事由に該当する農作物又は蚕繭を除く。）の全てを畑作物共済に付することを申し込み、組合等がこれを承諾することによって、成立する。

- (1) 類区分ごとの栽培面積が5アールから30アール（北海道は30アールから1ヘクタール）の範囲内で事業規程等で定める面積に達しない農作物であること又は類区分ごとの蚕種の掃立量が0.25箱から2箱の範囲内で事業規程等で定める箱数に達しない蚕繭であること。
- (2) 共済事故の発生が相当の確実さをもって見通されること。
- (3) 当該農作物に係る基準収穫量若しくは当該蚕繭に係る基準収繭量又は基準生産金額の適正な決定が困難であること。
- (4) 当該農作物又は蚕繭に係る損害の額の適正かつ円滑な認定が困難であること。
- (5) 当該農作物（大豆を除く。）に係る収穫物が未成熟のまま収穫されることその他当該農作物につき通常の肥培管理が行われず、若しくは行われないおそれがあること又は当該蚕繭につき通常の桑葉の肥培管理若しくは蚕児の飼育管理が行われず、若しくは行われないおそれがあること。
- (6) 当該農作物の作付けが組合等の定める作付基準に適合しないこと。

5. 類区分及び引受方式等

(1) 類区分並びに引受方式

ア 類区分

共済目的の種類とされている対象農作物等には、同一種類に属するものであっても、その品種、栽培方法等によって、収穫（繭）時期、単位当たり価格、被害発生態様等に差異があることから、これらの差異の大きいものについては、品種、栽培方法等に応じて、共済目的の種類に区分（類区分）を定めている。

ばれいしょ、大豆、いんげん、てん菜、茶、そば、スイートコーン及び蚕繭については、別表1のとおり類区分が設定されている。

イ 引受方式等

(ア) 引受方式の種類

畑作物共済における損害の補填方法（引受方式）には、以下のものがあり、どの方式に加入するかで、共済金額、共済掛金及び支払共済金が異なる。

引受方式	内 容
全相殺方式	組合員等ごとに、基準収穫（蒔）量（＊１）から実収穫（蒔）量を差し引いて得た数量（減収量）が、基準収穫（蒔）量の２割（又は３割、４割）（ばれいしょ、大豆及びてん菜は１割（又は２割、３割））を超えることとなったときに共済金を支払う方式
半相殺方式	組合員等ごとに、被害耕地の減収量の合計が、その組合員等の基準収穫量（耕地ごとの基準収穫量の合計）の３割（又は４割、５割）（大豆は２割（又は３割、４割））を超えることとなったときに共済金を支払う方式
地域インデックス方式	組合員等ごと及び統計単位地域（＊２）ごとに、共済事故による損害が発生し、かつ、その年産の統計単収（＊３）が基準統計単収（＊４）を下回る場合におけるその差に相当する単位面積当たり数量に、当該統計単位地域内に存する当該組合員等の引受面積を乗じて得た数量が、基準統計単収に当該引受面積を乗じて得た数量の１割（又は２割、３割）を超えることとなったときに共済金を支払う方式
災害収入共済方式	組合員等ごとに、品質を加味した収穫量が基準収穫量を下回り、かつ、生産金額が基準生産金額（＊５）の８割（又は７割、６割）に達しないときに共済金を支払う方式
一筆方式	一筆（＊６）ごとに、基準収穫量の３割を超える減収があったときに共済金を支払う方式 ※令和３年（２０２１年）産までで廃止（大災害その他の事情により農林水産大臣が必要と認めるときにおいて農林水産大臣が指定する組合等の区域にあっては、令和５年（２０２３年）産まで。）

- ＊１ 基準収穫（蒔）量：平年収穫（蒔）量のこと、組合等が組合員等又は耕地ごとに設定。
- ＊２ 統計単位地域：統計単収が市町村別に公表される農作物にあっては市町村の区域、都道府県別に公表される農作物にあっては都道府県の区域
- ＊３ 統計単収：作物統計調査規則第４条第３項の収穫量調査に基づく単位面積当たりの作物の種類別収穫量
- ＊４ 基準統計単収：統計単位地域の過去一定年間における統計単収の平均値（５か年中中庸３か年平均）
- ＊５ 基準生産金額：平年的な生産金額のこと、組合等が組合員等ごとに設定。
- ＊６ 一筆：農道、畦畔、水路等をもって判然と区画された耕地。

（イ）引受方式の選択方法

ばれいしょ、大豆、いんげん、てん菜、茶、そば、スイートコーン及び蚕繭の引受方式は、別表１の加入区分ごと及び類区分ごとに、選択できる引受方式の中から組合員等が選択する。

小豆、さとうきび、たまねぎ、かぼちゃ及びホップについては、別表２の中から組合員等が選択する。

ただし、全相殺方式を選択することができるのは全相殺方式資格者（※１）、災害収入
共済方式を選択することができるのは災害収入共済方式資格者（※２）に限る。

※１ 全相殺方式資格者

類区分ごとに、その者が栽培する農作物に係る収穫物のおおむね全量を原則として
過去５年間に於いて加工若しくは販売の委託又は売渡しに係る農産物の数量に関する
資料の提供につき協力が得られる者に出荷しており、かつ、今後も当該収穫物のおお
むね全量を当該資料の提供につき協力が得られる者に出荷することが確実であると見
込まれる者又は農作物に係る収穫量が青色申告書及びその関係書類により適正に確認
できる者をいう。

※２ 災害収入共済方式資格者

類区分ごとに、その者が栽培する茶に係る収穫物のおおむね全量を原則として過
去５年間に於いて加工若しくは販売の委託又は売渡しに係る農産物の数量及び価格
に関する資料の提供につき協力が得られる者に出荷しており、かつ、今後も当該収
穫物のおおむね全量を当該資料の提供につき協力が得られる者に出荷することが確
実であると見込まれる者又は農作物に係る収穫量及び価格が青色申告書及びその関
係書類により適正に確認できる者をいう。

別表 1

共済目的 の種類	加入区分	類区分		選択できる引受方式
ばれいし よ	第１区分	１類	春植えて、かつ、でん粉加工 用であるばれいしょ	全相殺方式
		２類	春植えて、かつ、食品加工用 であるばれいしょ	全相殺方式
		３類	春植えて、かつ、種子用であ るばれいしょ	全相殺方式
		４類	春植えて、かつ、でん粉加工 用、食品加工用及び種子用以 外の用途であるばれいしょ	全相殺方式
		５類	秋植えて、かつ、でん粉加工 用であるばれいしょ	全相殺方式
		６類	秋植えて、かつ、食品加工用 であるばれいしょ	全相殺方式
		７類	秋植えて、かつ、種子用であ るばれいしょ	全相殺方式
		８類	秋植えて、かつ、でん粉加工 用、食品加工用及び種子用以 外の用途であるばれいしょ	全相殺方式
	第２区分	９類	春期に播種するばれいしょ	地域インデックス方式
		１０類	秋期に播種するばれいしょ	地域インデックス方式

大豆	第1区分	1類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆	全相殺方式、半相殺方式及び一筆方式
		2類	乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆	全相殺方式、半相殺方式及び一筆方式
		3類	乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆	全相殺方式、半相殺方式及び一筆方式
		4類	未成熟子実で収穫され、かつ、食品加工用である大豆	全相殺方式、半相殺方式及び一筆方式
		5類	未成熟子実で収穫され、かつ、食品加工用以外の用途である大豆	全相殺方式、半相殺方式及び一筆方式
	第2区分	6類	乾燥子実で収穫され、かつ、田で耕作する大豆	地域インデックス方式
		7類	乾燥子実で収穫され、かつ、畑で耕作する大豆	地域インデックス方式
		8類	未成熟子実で収穫される大豆	地域インデックス方式
いんげん	第1区分	1類	手亡類の品種のいんげん	全相殺方式及び半相殺方式
		2類	金時類及びうずら類の品種のいんげん	全相殺方式及び半相殺方式
		3類	大福類及びとら豆類の品種のいんげん	全相殺方式及び半相殺方式
		4類	べにばないんげんの品種のいんげん	全相殺方式及び半相殺方式
	第2区分	5類		地域インデックス方式
てん菜	第1区分	1類		全相殺方式
	第2区分	2類	田で耕作するてん菜	地域インデックス方式
		3類	畑で耕作するてん菜	地域インデックス方式
茶	第1区分	1類	防霜施設を用いて露地栽培する在来種の茶	半相殺方式
		2類	防霜施設を用いて露地栽培する在来種以外の品種の茶	半相殺方式
		3類	防霜施設を用いず露地栽培する在来種の茶	半相殺方式
		4類	防霜施設を用いず露地栽培する在来種以外の品種の茶	半相殺方式
		5類	被覆栽培する在来種の茶	半相殺方式
		6類	被覆栽培する在来種以外の品種の茶	半相殺方式
	第2区分	7類		地域インデックス方式

		第3区分	7類	災害収入共済方式
そば	第1区分	1類	夏そば	全相殺方式
		2類	秋そば	全相殺方式
	第2区分	3類	田で耕作するそば	地域インデックス方式
		4類	畑で耕作するそば	地域インデックス方式
スイートコーン	第1区分	1類	食品加工用であるスイートコーン	全相殺方式
		2類	食品加工用以外の用途であるスイートコーン	全相殺方式
	第2区分	3類		地域インデックス方式
蚕繭	春蚕繭	第1区分	1類	全相殺方式
		第1区分	2類	前期に係る春蚕繭
			3類	後期に係る春蚕繭
	初秋蚕繭	第1区分	4類	全相殺方式
		第1区分	5類	夏蚕期に係る初秋蚕繭
			6類	初秋蚕期に係る初秋蚕繭
	晩秋蚕繭	第1区分	7類	全相殺方式
		第1区分	8類	晩秋蚕期に係る晩秋蚕繭
			9類	晩晩秋蚕期に係る晩秋蚕繭

※1 加入区分

第1区分：地域インデックス方式及び災害収入共済方式を選択しない場合の加入区分

第2区分：地域インデックス方式を選択する場合の加入区分

第3区分：災害収入共済方式を選択する場合の加入区分

※2 種子用であるばれいしょとは、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構種苗管理センター産の原原種を使用して原種ほにおいて栽培されるばれいしょ又は植物防疫法（昭和25年法律第151号）第13条の規定に基づく検査に合格した原種ほ産の原種を使用して採種ほにおいて栽培されるばれいしょをいう。

※3 防霜施設とは、茶の防霜を目的として茶を栽培する園地（以下「園地」という。）に設置された施設（例えば、防霜ファン施設、防霜ネット施設、防霜散水施設等）をいう。

※4 被覆栽培とは、園地に被覆施設を設置し、一番茶摘採前の所要時期に化学繊維、よしず、むしろ等を用いて茶樹を覆う栽培方法（例えば、玉露、てん茶等を栽培する方法）をいう。

別表2

共済目的の種類	引受方式
小豆	全相殺方式、半相殺方式及び地域インデックス方式
さとうきび、たまねぎ、かぼちゃ	全相殺方式及び地域インデックス方式
ホップ	全相殺方式

(2) 補償割合

補償割合は、類区分ごとに、引受方式に応じて補償割合の中から組合員等が選択する。

共済目的の種類	引受方式	補償割合
ばれいしょ	全相殺方式及び地域インデックス方式	90%、80%、70%
大豆	全相殺方式及び地域インデックス方式	90%、80%、70%
	半相殺方式	80%、70%、60%
	一筆方式	70%
小豆	地域インデックス方式	90%、80%、70%
	全相殺方式	80%、70%、60%
	半相殺方式	70%、60%、50%
いんげん	地域インデックス方式	90%、80%、70%
	全相殺方式	80%、70%、60%
	半相殺方式	70%、60%、50%
てん菜	全相殺方式及び地域インデックス方式	90%、80%、70%
さとうきび	地域インデックス方式	90%、80%、70%
	全相殺方式	80%、70%、60%
茶	地域インデックス方式	90%、80%、70%
	災害収入共済方式	80%、70%、60%
	半相殺方式	70%、60%、50%
そば	地域インデックス方式	90%、80%、70%
	全相殺方式	80%、70%、60%
スイートコーン	地域インデックス方式	90%、80%、70%
	全相殺方式	80%、70%、60%
たまねぎ	地域インデックス方式	90%、80%、70%
	全相殺方式	80%、70%、60%
かぼちゃ	地域インデックス方式	90%、80%、70%
	全相殺方式	80%、70%、60%
ホップ	全相殺方式	80%、70%、60%
蚕繭	全相殺方式	80%、70%、60%

6. 共済責任期間

共済目的の種類	共済責任期間
茶以外の農作物	発芽期（移植をする場合にあつては、移植期）から収穫をするに至るまでの期間
茶	冬芽の生長停止期から一番茶の収穫をするに至るまでの期間
蚕繭	桑の発芽期（農林水産大臣が特定の地域における春蚕繭につき桑の発芽期前の日を定めたときは、その地域については農林水産大臣の定めた日）から収繭をするに至るまでの期間

7. 共済事故

農作物	蚕 繭	
	蚕 児	桑 葉
(1) 風水害、干害、冷害、 ひょう害その他気象上の 原因（地震及び噴火を含 む）による災害	(1) 風水害、地震又は噴火に よる災害	(1) 風水害、干害、凍害、ひ ょう害、雪害その他気象上 の原因（地震及び噴火を含 む）による災害
(2) 火災	(2) 火災	(2) 火災
(3) 病虫害	(3) 病虫害	(3) 病虫害
(4) 鳥獣害	(4) 鳥獣害	(4) 獣害

8. 補償の対象とする損害

畑作物共済の補償の対象とする損害は、共済事故により生じた農作物又は蚕繭の減収（てん菜及びさとうきびにあっては、農作物の減収及び糖度の低下、茶の災害収入共済方式にあっては、茶の減収を伴う生産金額の減少）

9. 基準収穫(繭)量

- (1) 基準収穫量及び基準収繭量とは、概念的にはその年の天候を平年並みとし、肥培・飼育管理なども普通一般並みに行われたとしたときに期待し得る収穫量及び収繭量のこと、平年の収穫量及び収繭量である。従って、これは、「被害がないという前提での収穫量及び収繭量」とは異なり、平年的な減収量が見込まれたものである。

また、基準収穫量及び基準収繭量は、共済金額や共済掛金の額、又は共済金の額の算定基礎になるものである。

- (2) 基準収穫量は、年産ごと、組合員等ごと及び類区分ごとに、次式により算定する。

ア 全相殺方式

$$\text{基準収穫量} = \text{基準単収} \times \text{栽培面積}$$

※(4)のアの資料が得られない場合の基準収穫量は、半相殺方式と同様に耕地別基準収穫量の合計とする。

イ 半相殺方式及び一筆方式

$$\text{基準収穫量} = \text{耕地別基準収穫量の合計}$$

ウ 地域インデックス方式

$$\text{基準収穫量} = (\text{基準単収} \times \text{統計単位地域ごとの栽培面積}) \text{の合計}$$

- (3) 耕地別基準収穫量は、年産ごと、耕地ごと及び類区分ごとに、次式により算定する。

耕地別基準収穫量 = 基準単収 × 栽培面積

※耕地別基準収穫量は、半相殺方式及び一筆方式においては耕地ごとの減収量の算出、さとうきびの全相殺方式においては一筆全損特例の共済金の算定に用いる。

(4) 基準単収

ア 全相殺方式

年産ごと、組合員等ごと及び類区分ごとに、最近5年間の次に掲げる資料から算出した10アール当たり収穫量の平均値（5か年中中庸3か年平均又は最近3か年平均）

(ア) 出荷団体に出荷した数量及び自家用、贈答用等に使した数量（以下「出荷数量等」という。）

(イ) 青色申告書及びその関係書類（以下「青色申告書等」という。）

※1 全相殺方式において、基準単収を耕地ごとに一律に適用することが適当でないと認められる場合は、当該耕地の土地条件、肥培管理、過去の被害実態等を参酌して定める。

この場合、当該基準単収は、当該基準単収を当該耕地の栽培面積により、組合員等ごと及び類区分ごとに加重平均して得た数量が、基準収穫量の算定の基礎となった基準単収に一致するように定めなければならない。

※2 全相殺方式において、災害が近年連続して発生したこと等により、前年産の基準単収と比較して著しく低下する等当該年産の基準単収とするには適当でないと認められる場合は、組合員等からの申出の状況を踏まえ、次のいずれかの数量を基準単収とする。

a 前年産の農作物につき組合等が定めた当該類区分に係る基準単収

b 基礎年次を増やして得られる10アール当たり基準収穫量の平均値（最近7か年中中庸5か年平均等）

c 半相殺方式と同様の方法で定めた基準単収

イ 半相殺方式及び一筆方式 (ア)

大豆、小豆及びいんげん

年産ごと、耕地ごと及び類区分ごとに、次に掲げる数量のいずれかを基礎とし、耕地の土地条件、品種、肥培管理、栽培方法、過去の被害実績、出荷数量等又は青色申告書等を参酌して定める。

a 前年産の農作物につき組合等が定めた当該類区分に係る基準単収

b 組合員等が組合等に申告した当該耕地の当該類区分に係る10アール当たり収穫量

c 「畑作物収量等級」による耕地ごとの10アール当たり収穫量

d 当該耕地が属する市町村、都道府県等の統計単収

e 当該耕地が属する集落、市町村等に属する組合員等の収穫量の合計を当該組合員等の栽培面積の合計で除して得られる数量

(イ) 茶

年産ごと、園地ごと及び類区分ごとに、樹齢、品種、園地条件、肥培管理状況、収穫時期、収穫方法、せん枝後の経過年数等の状況を基礎として、当該園地における過去の被害

実績等を勘案して、次式により算定する。

当該年産に係る

「標準収量表」の

標準単収

=

「標準収量表」の

標準単収

×

「基準単収設定指数表」の各指数の

相乗値

×

過去の被害実績等を勘案した基準単収調整係数

※「標準収量表」及び「基準単収設定指数表」は、知事が、組合等、都道府県連合会及び茶関係団体等の協力を得て共済責任期間の始期までに作成する。

※標準収量表＝10アール当たりの樹齢別標準収量表を記載した表

※基準単収設定指数表
＝標準収量表の樹齢別標準収量表を園地条件、肥培管理、収穫時期、収穫方法等により調整する指数を記載した指数表

なお、半相殺方式及び一筆方式の基準単収設定に係る具体的な事務手続きの流れは以下のとおり。

順序	方法
農林水産省 ↓ 都道府県 ↓ 農業共済組合等 ↓ 耕地又は園地 ↓ 耕地又は園地 ↓ 耕地又は園地 ↓ 耕地又は園地 ↓ 耕地又は園地	農林水産省経営局長は、毎年共済目的の種類ごとに農林水産統計の10 a 当たり平均収量等に基づき、都道府県別に、基準収穫量決定の基礎となる10 a 当たり収穫量を定め、通知する。 知事は、類区分ごとに農林水産統計の市町村別資料（農林水産統計資料が得られない場合は関係機関の資料）の最近5か年間の各年産ごとの10 a 当たり収穫量の5か年中中庸3か年平均又は最近3か年平均の10 a 当たり収穫量及び前年産の栽培面積により、組合等別に10 a 当たり収穫量を定め、通知する。 なお、この場合、原則として、都道府県の平均は国の定めた通知10 a 当たり収穫量に一致しなければならない。 組合等は、9の(4)のイのとおり基準単収を定める。 なお、この場合、原則として、組合等の平均は、知事が定めた10 a 当たり収穫量に100分の110（面積引受率が70%未満の場合は100分の250）を乗じて得た数量を超えない範囲内となるようにしなければならない。ただし、あらかじめ、特定組合等以外の組合等にあつては都道府県連合会（都道府県連合会は農林水産大臣）に、特定組合等にあつては農林水産大臣に協議し、その同意を得た場合は、この限りではない。また、基準単収を定めるに当たって必要があると認めるときは、あらかじめ損害評価会の意見を聴くものとする。

ウ 地域インデックス方式

年産ごと、類区分ごと及び統計単位地域ごとに、最近5年間の統計単収の平均値（5か年中中庸3か年平均）とする。

※過去5か年間の統計単収の全部又は一部に欠ける年産がある場合、欠ける年産の統計単収は、次の地域のものを用いる。

a 大豆（乾燥子実）、てん菜、そば、ばれいしょ（北海道及び指定産地）及びたまねぎ（指定産地）

当該耕地が属する都道府県（大豆（乾燥子実）、てん菜及びそばにあっては田畑計のもの）、全国（大豆（乾燥子実）、てん菜及びそばにあっては田畑計のもの）の順に区域を拡大して最初に統計単収が得られる地域

b 大豆（未成熟子実）、小豆、いんげん、スイートコーン、かぼちゃ、さとうきび、茶、ばれいしょ（北海道又は指定産地以外）及びたまねぎ（指定産地以外）

全国

(2) 基準収繭量は、年産ごと、組合員等ごと及び類区分ごとに、次に掲げる事項を参酌して定める。

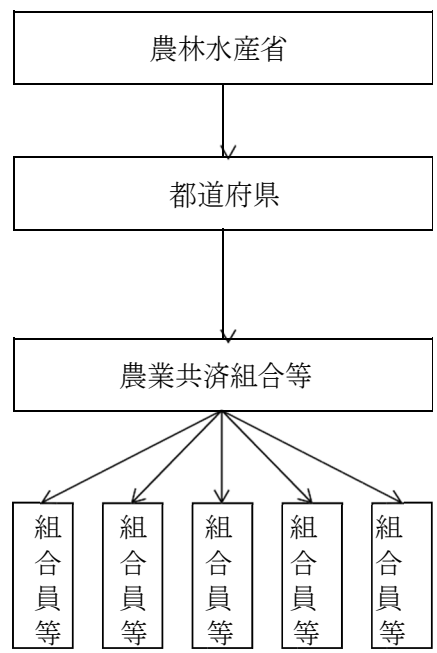
ア 前年産に適用した組合員等ごとの基準収繭量

イ 組合員等の申告に係る蚕種の掃立量及び見込収繭量

ウ 組合等が調査した最近2～3か年における組合員等ごとの繭の出荷実績及びその年産における蚕種の取引の状況

エ 桑葉の生産事情等

なお、基準収繭量の設定に係る具体的な事務手続きの流れは以下のとおり。

順序	方法
 <pre>graph TD; A[農林水産省] --> B[都道府県]; B --> C[農業共済組合等]; C --> D1[組合員等]; C --> D2[組合員等]; C --> D3[組合員等]; C --> D4[組合員等]; C --> D5[組合員等];</pre>	農林水産省経営局長は、春蚕繭、初秋蚕繭及び晩秋蚕繭ごと及び都府県ごとに箱当たり収繭量を定め、通知する。 知事は、経営局長から通知された箱当たり収繭量を基礎として、箱当たり収繭量及び蚕種の掃立数量により類区分ごと及び組合等ごとの箱当たり収繭量を、糸繭用と種繭用の蚕種の掃立がある組合等は、当該組合等の箱当たり収繭量を配分し、それぞれの箱当たり収繭量を定め、組合等に通知する。 組合等は、9の(5)のとおり基準収繭量を定める。この場合、組合員等ごとの基準収繭量の合計数量を組合員等ごとの共済箱数の合計数量で除した組合等についての箱当たり収繭量*は、知事の通知した箱当たり収繭量に100分の110（箱数引受率が70%未満の場合は100分の150）を乗じた範囲内でなければならない。 *糸繭用と種繭用とがある組合等については、それぞれ別の算術平均

10. 災害収入共済方式の基準生産金額

- (1) 基準生産金額とは、その年の天候を平年並みとし、肥培管理なども普通一般並みに行われたとしたときに得られる平年的な生産金額である。

基準生産金額は、災害収入共済方式において、共済金額や共済掛金の額の算出基礎となり、また、共済金の額の算出基礎となるものである。

- (2) 基準生産金額は、年産ごと、組合員等ごと及び類区分ごとに、出荷資料又は青色申告書等により、次式により算定した金額を基礎とし、これに茶樹の新改植、台切り等の状況を参酌して定める。

$$\begin{aligned} \text{基準生産金額の基礎となる金額} &= \text{平均10アール当たり生産金額} \times \text{栽培面積} \\ \text{※平均10アール当たり生産金額} &= \frac{\text{総販売金額} - \text{出荷団体等が控除する必要経費}}{\text{栽培面積}} \end{aligned}$$

※出荷団体等が控除する必要経費

＝出荷団体等が茶の生葉の加工販売をするに当たって通常要する経費（集出荷経費、荒茶加工経費等）をいう。

11. 災害収入共済方式の基準収穫量

- (1) 災害収入共済方式の基準収穫量は、共済事故による茶の減収の判定に用いる。
- (2) 災害収入共済方式の基準収穫量は、年産ごと、組合員等ごと及び類区分ごとに、次式により算定する。

$$\text{基準収穫量} = \text{推定収穫量} \times \text{引受価格指数}$$

※推定収穫量

＝（平均10アール当たり収穫量 × 栽培面積）を基礎として茶樹の新改植、台切り、せん枝による樹勢の更新別回復状況等を参酌して定める。

※平均10アール当たり収穫量

＝最近5か年間の出荷資料等又は青色申告書等から算出した10アール当たり収穫量の平均値（最近5か年中中庸3か年平均又は最近3か年若しくは4か年平均）

$$\text{※引受価格指数} = \frac{\text{組合員等の1キログラム当たり（生葉）平均評点数}}{\text{出荷団体等の1キログラム当たり（生葉）平均評点数}}$$

※組合員等の1キログラム当たり（生葉）平均評点数

$$= \frac{\left[\begin{array}{cc} \text{出荷団体等の基準年次の出荷日別} & \times & \text{組合員等の出荷日別} \\ \text{1キログラム当たり（生葉）点数} & & \text{総出荷数量（生葉）} \end{array} \right] \text{の合計}}{\text{組合員等の基準年次の総出荷数量（生葉）}}$$

※出荷団体等の1キログラム当たり（生葉）平均評点数

$$= \frac{\left[\begin{array}{cc} \text{出荷団体等の基準年次の出荷日別} & \times & \text{出荷団体等の出荷日別} \\ \text{1キログラム当たり（生葉）点数} & & \text{総出荷数量（生葉）} \end{array} \right] \text{の合計}}{\text{出荷団体等の基準年次の総出荷数量（生葉）}}$$

※出荷団体等の基準年次の出荷日別1キログラム当たり（生葉）点数

＝出荷団体等の基準年次の出荷日別1キログラム当たり（生葉）価格を出荷2日目を1として順次出荷日別に指数化し、移動平均（3日間）して算出する。

※基準年次＝最近2か年とする。

※総出荷数量（生葉）＝ 当該出荷団体等の出荷初日の出荷数量を除く。

12. 共済金額

共済金額は、全相殺方式、半相殺方式及び災害収入共済方式にあっては、組合員等ごと及び類区分ごとに、地域インデックス方式にあっては、組合員等ごと、統計単位地域ごと及び類区分ごとに、一筆方式にあっては、類区分ごと及び耕地ごとに、次式により算定する。

(1) 全相殺方式、半相殺方式、地域インデックス方式及び一筆方式

共済金額＝基準収穫量×補償割合×単位当たり共済金額

※単位当たり共済金額は、毎年、類区分ごとに、農林水産大臣が定める2以上の金額のうちから、組合員等が申し出た金額とする。

※てん菜及びさとうきびの単位当たり共済金額については、組合等が組合員等ごとに最近7か年の出荷資料から次の方法により基準糖度（組合員等ごとの平均的な糖度）を定め、その基準糖度に応じて農林水産大臣が定める2以上の金額のうちから、組合員等が申し出た金額とする。

〔組合員等ごとの基準糖度の算出方法〕

出荷資料の保有年数	基準糖度の算出方法
7か年	7か年中中庸5か年平均
6か年	6か年中中庸4か年平均
5か年	5か年中中庸3か年平均
4か年以下	全年産平均（当該市町村の平均基準糖度を上限）

(2) 災害収入共済方式

基準生産金額の100分の30以上共済限度額以下の金額の範囲内で組合員等が申し出た金額

※共済限度額＝基準生産金額×補償割合

※共済金額は、共済責任期間内に共済事故により被害が生じた場合に組合等が支払う共済金の最高限度額であって、この金額の範囲内で損害の程度に応じて共済金が支払われる。

また、共済掛金もこの金額を用いて算定される。

13. 共済掛金

(1) 共済掛金

共済掛金＝共済金額×共済掛金率

(2) 共済掛金率

共済掛金率は、共済掛金区分ごと及び危険段階ごとに、基準共済掛金率を下回らない範囲内において事業規程等で定める。

※基準共済掛金率（共済掛金区分ごと及び危険段階ごと）は、その率を危険段階ごとの共済金額の合計金額の見込額により加重平均して得た率が農林水産大臣が定める共済掛金標準率（共済掛金区分ごと）に一致するように、組合等が定める。

※農林水産大臣が定める共済掛金標準率は、過去20年間の被害率を基礎とし、組合等の積立金の水準に応じた調整を行って定める。

※農林水産大臣が定める共済掛金標準率は、3年ごとに一般に改定する。

(3) 危険段階別共済掛金率の設定・適用

危険段階別共済掛金率は、共済掛金標準率の改定に合わせて、3年ごとに設定する。

組合員等に適用する危険段階は、組合員等ごとの共済金の受取状況に応じて、毎年判定する。

14. 共済掛金の国庫負担

(4) 国庫は、類区分ごとに、組合員等が支払うべき共済掛金のうち、共済金額に基準共済掛金率及び共済掛金国庫負担割合を乗じて得た額に相当する金額を負担する。

(5) 国庫負担割合は、農作物にあつては55%、蚕繭にあつては50%である。

15. 共済金の支払

組合等の支払う共済金は、次により算出する。ただし、ばれいしょ（1類及び5類）、大豆（1類）、てん菜及びそばについて、経営所得安定対策の営農継続支払（面積払）の交付を受ける農業者にあつては、当年の収穫量に営農継続支払に相当する収穫量を加味して共済金を算出する。

(1) 全相殺方式

類区分ごと及び組合員等ごとに、次式により算定する。

支払共済金 = 共済減収量 × 単位当たり共済金額

※共済減収量 =
$$\underbrace{(\text{基準収穫(繭)量} - \text{当年産の収穫(繭)量})}_{\text{減収量}} - \underbrace{\text{基準収穫(繭)量} \times \begin{matrix} 2\text{割} \text{ (又は} \\ 3\text{割、} 4\text{割)} \end{matrix}}_{\left[\begin{matrix} \text{ばれいしょ、大豆及びてん菜は} \\ 1\text{割 (又は} 2\text{割、} 3\text{割)} \end{matrix} \right]}$$

※てん菜及びさとうきびについては、糖度を加味するため「当年産の収穫量」に次式により算定する換算係数を乗じる。

換算係数 =
$$\frac{\text{当該年産の糖度に対応する農林水産大臣が定める単位当たり共済金額の最高額}}{\text{基準糖度に対応する農林水産大臣が定める単位当たり共済金額の最高額}}$$

※発芽不能又は移植不能の耕地（発芽期又は移植期において共済事故により発芽しなかった、又は移植できなかった面積が当該耕地の100分の70以上であるものをいう。）は、その耕地の耕地別基準収穫量の100分の45（又は100分の40、100分の35、100分の30）に相当する収穫量があったものとして算定する。

(2) 半相殺方式

類区分ごと及び組合員等ごとに、次式により算定する。

支払共済金 = 共済減収量 × 単位当たり共済金額

$$\text{※共済減収量} = \underbrace{\left[\begin{array}{cc} \text{被害耕地の} & \text{被害耕地} \\ \text{耕地別基準} & \text{の当年産} \\ \text{収穫量} & \text{収穫量} \end{array} \right]}_{\text{減収量}} \text{の合計} - \text{基準収穫量} \times \begin{array}{c} 3 \text{割 (又は} \\ 4 \text{割、5割)} \end{array} \quad \left(\text{大豆は2割 (又は3割、4割)} \right)$$

※発芽不能又は移植不能の耕地は、その耕地の耕地別基準収穫量の100分の40（又は100分の35、100分の30、100分の25）に相当する収穫量があったものとして算定する。

(3) 地域インデックス方式

類区分ごと、組合員等ごと及び統計単位地域ごとに、次式により算定する。

支払共済金 = 共済減収量 × 単位当たり共済金額

$$\text{※共済減収量} = \underbrace{\left[\begin{array}{cc} & \text{当年産の} \\ \text{基準単収} & \text{統計単収} \end{array} \right]}_{\text{減収量}} \times \text{引受面積} - \text{基準収穫量} \times \begin{array}{c} 1 \text{割 (又は} \\ 2 \text{割、3割)} \end{array}$$

※当該年産の統計単収が公表されない場合の取扱いは、基準収穫量の設定の方法と同じ。

(4) 災害収入共済方式

類区分ごと及び組合員等ごとに、価格を加味した収穫量が基準収穫量を下回るときに、次式により算定する。

支払共済金 = [共済限度額（基準生産金額 × 8割（又は7割、6割）
－ 当年産の生産金額） × 共済金額 / 共済限度額]

※価格を加味した収穫量 = 生葉出荷数量 × 価格指数

※価格指数 =
$$\frac{\text{評価年の組合員等の1キログラム当たり（生葉）平均評点数}}{\text{出荷団体等の1キログラム当たり（生葉）平均評点数}}$$

※評価年の組合員等の1キログラム当たり（生葉）平均評点数

$$= \frac{\left[\begin{array}{cc} \text{出荷団体等の基準年次の出荷日別} & \text{評価年の組合員等の出荷日別} \\ \text{1キログラム当たり（生葉）点数} & \text{総出荷数量（生葉）} \end{array} \right] \text{の合計}}{\text{評価年の組合員等の総出荷数量（生葉）}}$$

※「出荷団体等の1キログラム当たり（生葉）平均評点数」及び「出荷団体等の基準年次の出荷日別1キログラム当たり（生葉）点数」は、引受価格指数の設定に用いたもの。

※総出荷数量（生葉） = 当該出荷団体等の出荷初日の出荷数量を除く。

(5) 一筆方式

類区分ごと及び耕地ごとに、次式により算定する。

$$\begin{aligned} \text{支払共済金} &= \text{共済減収量} \times \text{単位当たり共済金額} \\ \text{※共済減収量} &= \underbrace{\left(\frac{\text{耕地別 基準収穫量}}{\text{耕地別 基準収穫量}} - \frac{\text{当年産の 収穫量}}{\text{当年産の 収穫量}} \right)}_{\text{減収量}} - \frac{\text{耕地別 基準収穫量}}{\text{耕地別 基準収穫量}} \times 3 \text{割} \end{aligned}$$

※発芽不能又は移植不能の耕地は、その耕地の耕地別基準収穫量の100分の35に相当する収穫量があったものとして算定する。

(6) さとうきび一筆全損被害

さとうきびの全相殺方式において、一筆全損被害がある場合は、組合員等ごとに算出した金額と、次の算式によって算出される金額とを比較して、いずれか多い方を共済金として支払う。

$$\text{共済金} = \text{共済減収量} \times \text{単位当たり共済金額}$$

$$\text{※共済減収量} = \text{全損耕地減収量の合計}$$

$$= \text{全損耕地の耕地別基準収穫量の合計} \times \text{全損耕地支払開始割合} *$$

$$\text{※全損耕地減収量} = \text{全損耕地の耕地別基準収穫量}$$

(発芽不能又は移植不能の耕地の場合：全損耕地の耕地別基準収穫量×A※)

*全損耕地支払開始割合等一覧

支払開始損害割合	全損耕地支払開始割合	A
2割	30%	65%
3割	40%	70%
4割	50%	75%

(参考) さとうきびについては、さとうきび特有の黒穂病の発生による焼却、潮風害等により局地的に一筆全損耕地の発生が認められること、畑作物共済の他の対象作物と異なり、ほ場整備が遅れているため一農家平均の栽培筆数が多く、しかもほ場が分散していることから一筆全損耕地があっても農家単位方式によると共済金の支払対象とならない場合があること等の事情から、当分の間、共済事故により収穫皆無となった耕地が発生したときは、特例として、共済金の支払対象とする。

(7) さとうきび特定被害耕地

さとうきびの全相殺方式において、植え付けた夏植えのさとうきび又は株出しのさとうきびが共済事故により発芽しなかった場合、その他共済事故により収穫の見込みがない場合において、当該夏植えのさとうきび又は株出しのさとうきびと同じ年産の春植えのさとうきびを植え付けた耕地（以下「さとうきび特定被害耕地」という。）については、その植え付けたことによる栽培の経費増加を損失とみて、(1)により算定される共済減収量に、次式によ

り算定される共済減収量を加えて共済金を支払う。

ただし、春植えのさとうきびを植え付けた面積が、当該耕地の100分の50以上又は30アール以上の場合に限る。

$$\text{共済減収量} = \text{さとうきび特定被害耕地の耕地別基準収穫量} \times \frac{\text{特定被害耕地に係る春植えさとうきびの面積}}{\text{さとうきび特定被害耕地の面積}} \times 25\% \times A*$$

*Aは以下のとおり。

支払開始損害割合	A
2割	1
3割	7／8
4割	6／8

(参考) さとうきびには、夏植え、株出し及び春植えの栽培型があり、それぞれさとうきびの共済責任期間が異なることから、夏植えのさとうきび又は株出しのさとうきびが共済事故により発芽しなかった場合その他共済事故により収穫の見込みがない場合には、他に適当な代替作物がないこと等から当該さとうきびを植え付けた耕地について改めて耕うん、施肥等を行い、同一年産の春植えのさとうきびを植え付ける実態にあるので、当該植え付けに要した経費増加を損失とみて、共済金の支払対象とする。

(8) てん菜風害等耕地

てん菜の全相殺方式において、播種又は移植したてん菜が風害、凍霜害及び獣害により発芽若しくは活着しなかった場合又は発芽若しくは活着後に風害、凍霜害及び獣害により滅失した場合、再び播種又は移植した耕地（以下「てん菜風害等耕地」という。）については、その再播種又は再移植したことによる栽培の経費増加を損失とみて、(1)により算定される共済減収量に、次式により算定される共済減収量を加えて共済金を支払う。

ただし、再播種又は再移植した面積が、当該耕地の100分の50以上又は50アール以上の場合に限る。

$$\text{共済減収量} = \text{てん菜風害等耕地の耕地別基準収穫量} \times \frac{\text{再播種又は再移植を行った面積}}{\text{てん菜風害等耕地の面積}} \times \left[\begin{array}{ll} \text{再播種耕地の場合} & 10\% \\ \text{再移植耕地の場合} & 20\% \end{array} \right] \times A*$$

*Aは以下のとおり。

支払開始損害割合	A
1割	1
2割	8／9
3割	7／9

(参考) てん菜については、てん菜を栽培する気象風土の関係から、風害、凍霜害及び獣害によって、再播種又は再移植を余儀なくされる地域特有の災害があり（北海道斜網地域）、当該地域の農業は、他に適当な代替作物がない状況にあることから、てん菜の播種又は移植の期間内であれば再播種又は再移植を繰り返す実態にあるので、再播種又は再移植による栽培の経費増加を損失とみて、共済金の支払対象とする。

16. 共済責任の分担

(1) 保険関係及び再保険関係の成立と単位

組合等と組合員等の間に共済関係が成立したときは、3段階制の場合にあっては、都道府県連合会と組合等との間に保険関係が、政府と都道府県連合会との間に再保険関係が、2段階制の場合にあっては、政府と特定組合等との間に保険関係が成立する。

この保険関係及び再保険関係の単位は、次のとおり。

ア 3段階制の場合

(ア) 都道府県連合会と組合等との保険関係
共済関係ごと

(イ) 都道府県連合会と政府との再保険関係
畑作物再保険区分ごと

イ 2段階制の場合（特定組合等と政府との保険関係） 畑作物政府保険区分ごと

(2) 責任分担

ア 3段階制における畑作物共済の責任分担

(ア) 組合等と都道府県連合会の保険関係

元受けである組合等は、共済関係ごとに、次の金額を都道府県連合会の保険に付し、残りの部分の責任を保有する。

$$\text{保険金額} = \text{共済金額} \times 90\% \text{（又は80\%）}$$

(イ) 保険料

保険料は、共済関係ごとに、次の金額とする。保険料 = 共済掛金 × 90%（又は80%）

(ウ) 保険金の支払

都道府県連合会の支払う保険金は、次により算出する。

$$\text{保険金} = \text{共済金} \times 90\% \text{（又は80\%）}$$

(エ) 都道府県連合会と政府の再保険関係

都道府県連合会は、畑作物再保険区分ごとに、次の金額を政府の再保険に付す。

$$\text{再保険金額} = (\text{総保険金額} - \text{畑作物通常責任保険金額}) \times 95\%$$

※畑作物通常責任保険金額（畑作物再保険区分ごと）

= 総保険金額（共済掛金区分、危険段階ごと）× 危険段階別畑作物通常標準被害率

※危険段階別畑作物通常標準被害率（危険段階ごと）

= 畑作物通常標準被害率（共済掛金区分ごと）

× 基準共済掛金率（危険段階ごと）／ 共済掛金標準率（共済掛金区分ごと）

※畑作物通常標準被害率（共済掛金区分ごと）

= 畑作物各年被害率の標準的な水準を勘案してを基礎として農林水産大臣が定める。

(オ) 再保険料

再保険料は、畑作物再保険区分ごとに、次の金額とする。

再保険料 = 総保険金額（共済掛金区分、危険段階ごと）

× 危険段階別畑作物再保険料基礎率 × 95%

※危険段階別畑作物再保険料基礎率（危険段階ごと）

= 再保険料基礎率（共済掛金区分ごと）

× 基準共済掛金率（危険段階ごと）／ 共済掛金標準率（共済掛金区分ごと）

※再保険料基礎率（共済掛金区分ごと）

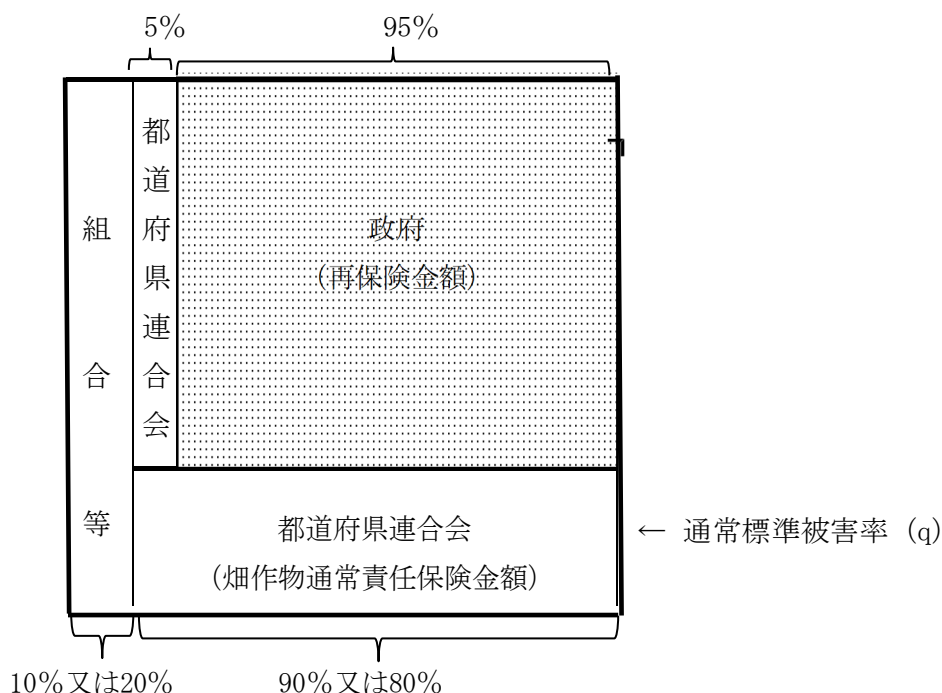
= 畑作物異常各年被害率を基礎として農林水産大臣が定める。

(カ) 再保険金の支払

政府が支払う再保険金は、畑作物再保険区分ごと及び都道府県連合会ごとに、次により算出する。

再保険金 = (総保険金 - 畑作物通常責任保険金額) × 95%

責任分担図（3段階制）



イ 2段階制における畑作物共済の責任分担

(ア) 特定組合等と政府の保険関係

特定組合等は、畑作物政府保険区分ごとに、次の金額を政府の保険に付し、残りの部分の責任を保有する。

$$\text{保険金額} = (\text{総共済金額} - \text{畑作物通常責任共済金額}) \times 85.5\%$$

※畑作物通常責任共済金額

$$= \text{総共済金額 (共済掛金区分、危険段階ごと)} \times \text{危険段階別畑作物通常標準被害率}$$

(イ) 保険料

保険料は、畑作物政府保険区分ごと及び特定組合等ごとに、次の金額とする。

$$\begin{aligned} \text{保険料} &= \text{総共済金額 (共済掛金区分、危険段階ごと)} \\ &\quad \times \text{危険段階別畑作物保険料基礎率} \times 85.5\% \end{aligned}$$

※危険段階別畑作物保険料基礎率 (危険段階ごと)

$$\begin{aligned} &= \text{保険料基礎率 (共済掛金区分ごと)} \\ &\quad \times \text{基準共済掛金率 (危険段階ごと)} \div \text{共済掛金標準率 (共済掛金区分ごと)} \end{aligned}$$

※保険料基礎率 (共済掛金区分ごと)

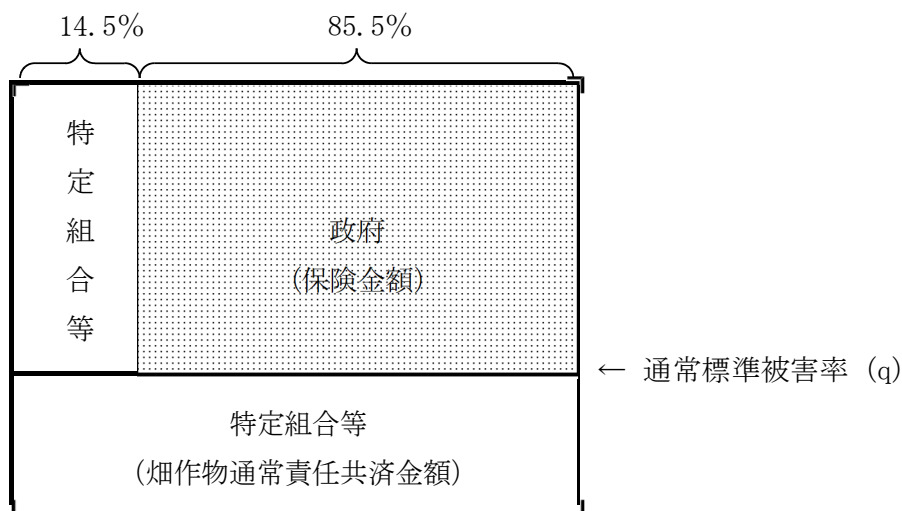
$$= \text{畑作物異常各年被害率を基礎として農林水産大臣が定める。}$$

(ウ) 保険金の支払

政府が支払う保険金は、畑作物政府保険区分ごと及び特定組合等ごとに、次により算出する。

$$\text{保険金} = (\text{総共済金} - \text{畑作物通常責任共済金額}) \times 85.5\%$$

責任分担図 (2段階制)



Ⅱ 用語の説明

1. 組合等手持掛金

組合等が組合員等に支払う共済金の財源の一部となるものであり、共済掛金の1割（又は2割）に相当する金額である。

2. 連合会手持保険料

連合会が組合等に支払う保険金の財源の一部となるものであり、保険料から再保険料を差し引いた残額である。

3. 連合会交付金

共済掛金国庫負担額が再保険料額を上回ったときは、その差額を連合会交付金として、政府が連合会に交付する。

4. 組合等負担額・連合会負担額・政府負担額

共済金は、組合等、連合会及び政府により負担区分されており、以下により算出する。

組合等負担額 = 共済金 - 保険金

連合会負担額 = 保険金 - 再保険金

政府負担額 = 再保険金

5. 被害率

被害率は、戸数被害率、面積被害率、箱数被害率及び金額被害率があり、以下により算出する。

なお、基準共済掛金率の算定基礎となるものは、金額被害率である。

戸数被害率 = 被害戸数 ÷ 引受戸数 × 100

面積被害率 = 被害面積 ÷ 引受面積 × 100

箱数被害率 = 被害箱数 ÷ 共済箱数 × 100

金額被害率 = 共済金 ÷ 共済金額 × 100

上記以外の用語については「Ⅰ 畑作物共済事業の概要」を参照。

Ⅲ 利用上の注意

1. 農業共済制度は、3段階制又は2段階制で運営されている。

3段階制：市町村を区域とする農業共済組合－都道府県を区域とする農業共済組合連合会－政府（食料安定供給特別会計）

2段階制：都道府県を区域とする農業共済組合－政府（食料安定供給特別会計）

令和2年産畑作物共済における2段階制の都府県は、以下のとおりである。

青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び沖縄県

なお、2段階制の都府県においては、連合会に係る項目を「…」で表記し、保険関係を以下のように整理している。

「保険料」→「再保険料」の欄

「保険金」→「再保険金」の欄

「保険金額」→「再保険金額」の欄

2. 単位未満は四捨五入しているため、合計値と内訳が一致しない場合がある。

3. 統計表中に使用した記号は、以下のとおりである。

「0」：被害又は支払が無いもの

「0.0」：単位に満たないもの

「－」：事実のないもの

「…」：事実不詳

「△」：負数